

舟形町農林漁業体験実習館等指定管理者募集要項

舟 形 町

舟形町農林漁業体験実習館等指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集

舟形町（以下「町」という。）は、児童等に自然を親しむ機会を与え、農林漁業生産活動の実践及び体験を通じ、豊かな創造力と行動力のある人材育成を図り、活力ある農村づくりを推進することを目的として「舟形町農林漁業体験実習館」（以下、「体験実習館」という）を昭和60年7月1日に設置しました。

以来、関連施設の整備を図りながら多くの方々に、宿泊、スポーツ及び野外活動施設として広く利用されています。

しかし、昨今の社会情勢や行政改革等に対応した施設の管理運営や、民間的経営手法を導入した経営が求められています。

こうした改革の一環として体験実習館については、地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により創設された指定管理者制度を導入することにいたしました。

つきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び舟形町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年9月20日条例第16号）の規定に基づき、以下の条件、内容等により実習館の管理をお願いする事業者（以下「指定管理者」という。）を募集します。

2 実習館等の概要

所在地：山形県最上郡舟形町舟形字小田山2679番地

施設内容：

・体験実習館	1棟
・トレーニングセンター	1棟
・附帯農地	0.68ha
・農作業小屋	2棟
・多目的広場	0.4ha
・雪冷房システム	1基
・敷地内の外構及び植栽	

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 管理の基準

指定管理者は、次の基準に従い体験実習館等の管理運営業務を実施するものとします。

なお、管理の基準の細目は、町と指定管理者が締結する協定で定めるものとします。

(1) 関係法令の遵守

地方自治法、舟形町農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例（昭和60年3月20日条例第2号）（以下「体験実習館設置及び管理に関する条例」という。）及び舟形町農林漁業者トレーニングセンター（平成2年12月26日条例第15号）（以下「トレーニングセンター設置及び管理に関する条例」という。）、労働法令、その他関係法令等を遵守していただきます。

(2) 個人情報情報の適正管理

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月法律第 57 号）や「舟形町個人情報保護条例」（平成 17 年 3 月 18 日条例第 3 号）を遵守するとともに、情報管理体制を町に示し、業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこととします。

(3) 業務委託の制限

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託することはできません。但し、業務の一部については、事業計画書に記載し、あらかじめ舟形町長(以下「町長」という。)の承認を受けた場合はこの限りではありません。

(4) 保険への加入

指定管理者は、指定管理業務に対する各種保険に加入していただきます。

(5) 通称の使用

体験実習館等の名称は、指定管理者が町長の承認を受けて、任意の通称を用いることができます。

5 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設等の維持管理に関する業務

施設及び設置機具の維持管理は、指定管理者の責任において行なっていただきます。
 なお、実施にあたっては、あらかじめ町長と協議し承認を受けていただきます。

(2) 実習館等の運営に関する業務

実習館等の運営全般を行なっていただきます。

(3) 指定管理者と町の業務役割分担

指定管理者と町の役割分担は、原則として次のとおりとし、施設・設備の修繕等は別紙 1 により区分するものとします。

(4) 指定管理者と町の業務役割分担

指定管理者と町の役割分担は、原則として次のとおりとし、施設・設備の修繕等は下記の区分とします。

項 目	指定管理者	町
①施設(建物、構築物、機械装置等)の保守点検	○	
②施設の維持管理(施設管理、清掃等も含む)	○	
③安全衛生管理	○	
④業務に関して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者への対応	○	
⑤事故・災害等における施設損傷の回復	○ (自己の責に帰すべき事由による場合)	○ (その他)
⑥施設利用者の被災に対する責任	○ (自己の責に帰すべき事由による場合)	○ (その他)
⑦施設の火災共済保険の加入		○

(5) 事業計画、事業実績等の報告

事業計画書、事業実績報告書等を提出していただきます。

(6) 業務の引継ぎ

指定時又は指定期間の終了時等の円滑な引継ぎに協力していただきます。

6 管理に関する経費

体験実習館等は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項で定める利用料金制の採用と町の管理運営業務委託料をもって経費とし、利用料金は指定管理者の収入とします。また、体験実習館等に要する経費は、指定管理者が支出するものとします。

利用料金の額は、管理条例で定める範囲内において、あらかじめ町長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとします。

また、利用料金制の対象施設としては、体験実習館、附帯園地、トレーニングセンターとします。

なお、過去 3 か年の実習館等の利用者数並びに収入、支出、町委託料等の内訳は、別紙資料を参照して下さい。

7 応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次の①～⑥までの全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）である必要があります。

①一般競争入札の資格を失っていない法人等であること（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項）

②町から指名停止措置を受けていない法人等であること。

③町民税その他の租税の滞納がない法人等であること。

④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正又は更正手続きを行っていない法人等であること。

⑤山形県に活動拠点をもつる団体及び山形県内に支店・営業所がある法人等であること。

⑥令和 6 年 10 月 9 日より開催する説明会に出席すること。

(2) 申請団体又はグループの構成団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれないこと。

①破産者で復権を得ない者

②禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(3) 応募資格の留意事項

法人等は、株式会社、任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

8 審査対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は審査対象から除外します。

- (1) 複数の事業計画書を提出した場合
- (2) 「舟形町公の施設に係る指定管理者審査委員会」(以下「指定管理者審査委員会」という。)の委員に個別に接触した場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) その他不正な行為があった場合

9 申請の手続き

指定を希望する法人等は、下記に掲げる書類を提出して下さい。

なお、各書類の説明については、「指定管理者指定申請に係る提出書類一覧」(別紙2)を参照するとともに、提出時に「指定管理者指定申請に係る提出書類チェック表」(別紙3)で提出の有無を確認の上、チェック表を添えて申請して下さい。

(1) 提出書類

- ①指定管理者指定申請書(舟形町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)規則別記様式第1号)
- ②体験実習館等の管理運営に関する事業計画書(募集要項様式第1号)
※効果的な管理をふまえた上での、体験実習館職員の雇用についての提案を求めます。体験実習館等の管理運営に関する収支予算書(募集要項様式第2号)
- ③プレゼンテーション資料(様式自由)
- ④法人等の概要(組織及び運営に関する事項)を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制のほか情報管理体制がわかるもの及び就業規則又はこれに準ずる書類)
- ⑤申請書を提出する日の属する事業年度の直近3か年の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- ⑥定款若しくは寄付行為及び法人登記簿謄本(申請書を提出する日前3か月以内に取得したもの)又はこれらに準ずる書類
- ⑦申請書を提出する日の属する事業年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑧法人等の役員の名簿及び略歴を記載した書類
- ⑨法人税及び所得税並びに地方消費税の納税証明書
- ⑩住民税について、未納の徴収金(期限が到来してないものを除く。)がない旨の納税証明書
- ⑪印鑑証明書
- ⑫法人等又はその代表者が応募資格(本要項7(1)及び(3))の条件を満たすことの申立書(規則別記様式第2号)
- ⑬暴力団排除に関する誓約書

(2) 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 申請書提出期間

令和6年10月1日(火)から10月31日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとします。

(5) 提出先

16に記載する場所

(6) 申請に当たっての留意事項

- ①申請に係る経費は、全て申請者の負担とします。
- ②提出された書類は返却しません。また、提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ③事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書の内容を無償で利用できるものとします。
- ④管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせる事業計画内容の申請はできません。
- ⑤必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑥提出期限後に、提出書類の記載の内容の変更(軽微なものを除く。)及び再提出はできません。
- ⑦指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届を提出して下さい。

10 指定管理者の候補の審査

(1) 審査基準

- ①事業計画書の内容が住民の平等な利用が図られるものであること。
- ②事業計画の内容が、体験実習館等の施設及び設備等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び利用者に対するサービスの向上が図られるものであること。
- ③当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(2) 審査の項目

審査項目	審査基準
施設の設置目的と管理運営方針	・管理運営方針と申請者が提案した方針が合致するか。 ・経営モラルは適切か。
施設の管理運営に係る経費の内容	・各申請者の経費見積額の比較
収支計画の的確性及び実現の可能性	・収支の積算と事業計画の整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。
平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	・事業内容に偏りがいないか。
利用の増加を図るための具体的手法と期待される効果	・広報計画の内容は適切か。 ・利用拡大の取り組みは十分か。 ・地域、関係機関等の連携は十分か。
サービスの向上を図るための具体的手法と期待される効果	・サービス向上のための取り組み内容は適切か。 ・募集要項で示した内容への提案は適切か。 ・自主事業の企画は、町で意図しているものに合致しているか。 ・施設の機能や設備を十分に活用しているか。

施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・町が求める管理基準に合致しているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理、個人情報保護への取り組みは十分か。 ・類似施設の管理実績があるか。
施設の維持管理の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理は効率的に計画されているか。
安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・有資格者は充足しているか。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。
安定的な運営が可能となる経済的基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は充分か。

(3) 審査方法

- ①指定管理者の審査のため、舟形町公の施設に係る指定管理者審査委員会を設置します。
- ②候補者の審査に当たっては、提出書類等により応募資格及び提案内容等について一次審査を行った後、審査委員会による二次審査（プレゼンテーション形式）を実施します。

(4) 審査結果等の通知及び公表

審査の最終結果は、申請者に対して書面（規則別記様式第3号）で通知します。

1.1 指定管理者の指定及び協定の締結等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、舟形町議会の議決が必要です。指定管理者の候補者として審査した法人等(以下「審査事業者」という。)が舟形町議会において議決されれば、指定管理者となります。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、当該事業者が体験実習館等の管理運営の準備のために支出した経費については、町は一切補償しません。

(2) 協定の締結

町と指定管理者は協議の上、体験実習館等の管理運営に関する協定を締結します。

協定は、指定管理期間全体に関する協定(基本協定)と必要に応じて単年度ごとの詳細を定める協定(年度協定)とを締結することとします。協定の主たる内容は以下のとおりです。

①基本協定

- ・指定期間に関する事項
- ・事業計画に関する事項
- ・管理の基準、利用料金の設定・減免、行為制限に関する事項
- ・業務の内容及び範囲に関する事項
- ・事業報告に関する事項
- ・指定の取り消し、業務の停止命令に関する事項
- ・リスク管理、責任分担、原状回復義務、損害保険等に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・事業の引継に関する事項

- ・その他必要と認める事項

②年度協定

- ・当該年度の事業の実施に関する事項
- ・当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項

1.2 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設及び施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、速やかに町に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として業務継続が困難になった場合、又は、そのおそれが生じた場合は、速やかに町に報告しなければなりません。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めま

す。

1.3 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により実習館等の管理運営が困難となった場合 又はそのおそれが生じた場合には、町は指定管理者に対して、その改善を勧告し、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができますものとし
- この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、町は指定管理者の指定を取り消すことができるものとし
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められた場合には、町は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとし
 - (3) (1) 又は (2) により、指定管理者の指定が取り消された場合には、指定管理者は、町に生じた損害を賠償しなければなりません。
 - (4) 不可抗力その他町又は指定管理者の責めに帰することが出来ない事由により事業の継続が困難となった場合、町と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとし
 - (5) 前記に規定するものの他、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めるものとし

1.4 留意事項

- (1) 指定管理者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても指定しないことがあります。
 - (2) 指定管理者が協議の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ①財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
 - ②著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (3) 指定管理者業務の実施にあたっては、省エネルギーを徹底し廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルの推進や適正処理に努めるものとし
- また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めるものとし

15 スケジュール

時 期	内 容
令和6年10月9日	公募説明会
令和6年10月1日～31日	申請書の受付期間
令和6年11月上旬	審査委員会（プレゼンテーション）、協議
令和6年12月上旬	指定管理者の議決
令和6年12月上旬	指定管理者の指定通知
令和7年1月	指定管理者の公示
令和7年2月上旬	協定内容の協議
令和7年4月1日	基本協定の締結
令和7年4月1日	指定管理業務開始

16 問い合わせ先等

(1) 問い合わせ等

〒999-4601

山形県最上郡舟形町舟形 263 番地

舟形町役場まちづくり課ふるさと応援推進室

電話 0233(32)0844 FAX 0233(32)3225